② 技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100.0点）
③ 価格評価点：100―200（Ｐ／Ｌ－１）（Ｌ＜Ｐ）　ここに、
Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）
Ｌ：契約制限価格

⑼ 落札決定を取消した場合の措置等　申請書等に虚偽の記載をした者は、本工事の競争参加資格の確認を取り消すとともに、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づく資格登録停止を行うことがある。
また、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、資格登録停止を行うことがある。

⑽ 低入札価格調査を受けた者との契約については、契約保証金の額を請負代金額の10分の３以上とするとともに、前払金の額を請負代金額の10分の２以内とする。
なお、本措置は工事が進捗した場合の部分払の請求を妨げるものではない。

⑾ 専任の主任（監理）技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、主任（監理）技術者とは別に同等以上の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（入札説明書等参照）。

⑿ 申請書等の作成及び提出に要する費用は原則として提出者の負担とする。

⒀ 提出された申請書等は、原則として返却しない。

⒁ 手続における交渉の有無　無

⒂ 契約書作成の要否　要

⒃ 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と特命契約により締結する予定の有無　無

⒄ 関連情報を入手するための照会窓口・手続に関する問い合わせ先は、上記４⑴に同じ。

⒅ 競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、競争参加資格確認結果通知の日までに、当該資格の認定を受けていなければならない。

⒆ 本工事は「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で契約変更する試行工事である。
営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事・通勤に要する費用

⒇ 共同企業体（経常建設共同企業体を含む。）を構成する場合は、構成員毎に主任技術者又は監理技術者を必ず１名以上選定しなければならない。なお、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額とする。）が4,000万円以上になるときは、構成員のうち１者は監理技術者を設置しなければならない。

(21) 本工事は、競争参加資格として「配置予定の技術者等」の配置要件を設けず、契約締結後の配置要件とする工事である。

(22) 契約締結後に配置する技術者の要件　本工事に設置される主任（監理）技術者は専任で配置しなければならない。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼働している期間（準備工の期間を含む。）とする。
現場代理人又は主任（監理）技術者のうち、いずれかの者が従事役職にかかわらず元請としてしゅん功した次に掲げる工事経験を有すること。途中交代する場合も、同等以上の工事経験を有すること。
求める経験　ＰＣ箱桁橋（又は連続箱桁橋）の工事
・工事経験について、工事のしゅん功した年度については問わない。
・工事経験が、中日本高速道路株式会社が発注し、しゅん功した工事（旧ＪＨが発注し、平成13年度以降にしゅん功した工事を含む。）である場合にあっては、工事成績評定通知書により通知された評定点が65点未満のものを除く。
・工事経験が、中日本高速道路株式会社を除く公共工事発注機関が発注し、しゅん功した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該機関の競争入札において経験として認めていないものを除く。
・特定建設工事共同企業体又は経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ実績として認める。ただし、現場代理人としての経験においては、共同企業体の形態及び出資比率にかかわらず経験として認める。

(23) 詳細は入札説明書による。

6 Summary
⑴ Official in charge of the contract of the procuring entity: NOGUCHI Hidemasa, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited.
⑵ Classification of the services to be procured : 41
⑶ Subject matter of the contract : Construction works of the Masada Daisan Viaduct and other 2 bridges (PC Superstructure) on Tokai-Kanjyo Expressway.
⑷ Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 P.M. 17 January 2022
⑸ Due date for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 28 March 2022 (Tenders submitted by registered mail, 4 : 00 P.M. 28 March 2022)
⑹ The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺ Contact point for tender documentation : Contract Division, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya, 460―0003 Tel. 052―222―1447

招　請

意見招請に関する公示

次のとおり調達特定役務の仕様書案の作成が完了したので、仕様書案に対する意見を招請します。
令和３年12月７日
外務省大臣官房会計課長　貝原健太郎
◎調達機関番号　014　◎所在地番号　13
○第 97 号
ただし、令和４年度予算成立を条件とする。
1 調達内容
⑴ 品目分類番号　133
⑵ 購入等特定役務及び数量　訪日外国人査証ホットラインの設置及び運営業務一式
2 意見の提出方法
⑴ 意見の提出期限　令和３年12月27日午後12時00分（郵送の場合は必着のこと。）
⑵ 提出先　〒100―8919 東京都千代田区霞が関２－２－１　外務省　領事局外国人課　大井　涼華　電話03―3580―3311　内線3179　ＦＡＸ03―5501―8174
3 仕様書案の交付
⑴ 交付期間　令和３年12月７日から
⑵ 交付場所　上記２⑵に同じ。
4 Summary
⑴ Classification of the services to be procured : 133
⑵ Nature and quantity of the services to be required : Japan Visa Information Hotline, 1 set
⑶ Time-limit for the submission of comments : 12 : 00 noon December 27, 2021
⑷ Contact point for the notice : OI Suzuka, Foreign Nationals' Affairs Division, Consular Affairs Bureau, Ministry of Foreign Affairs, 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL 03―3580―3311 ext. 3179 FAX 03―5501―8174